**令和６年度白岡市住宅リフォーム事業補助金のご案内**

|  |
| --- |
| （趣旨）  当市では、市内施工業者の振興のため市内施工業者により住宅の改修を行う市民のかたに、予算の範囲内において補助金を交付します。 |

**【対象工事】**

申請日に次の全てに該当しているもの

①　白岡市に住所があり、申請するかたが住宅を所有し、居住していること。

なお、申請日現在において、居住している住宅以外に市内の住宅を住み替え等の目的の

ために購入した場合（新築住宅は除く。）は、居住していなくても対象とします。

②　借家（賃貸住宅）については、改修工事について、所有者の承諾を受けていること。

③　市の税金について、申請日現在に滞納していないこと。

④　過去５年の間に本補助金の交付を受けていないこと。

⑤　改修工事後、当該補助対象住宅に引き続き５年以上居住すること。

**補助対象経費　×　５％**（千円未満の金額は切捨て）

**上限金額　５万円**

**【補助金額】**

・１０万円以上（税抜）の対象工事であること。

・補助対象経費となる工事は、原則、建築物本体の改修及び増築（建築確認を要しない簡易なものに限ります。）を対象とします。

・併用住宅に係る外壁等への改修工事に係る対象経費は、住宅部分と店舗部分の床面積の割合に応じた金額とします。

**【補助対象経費】**

次の全てを満たしているもの

①　個人住宅又は併用住宅で、市内施工業者が行う工事とします。

②　申請年度において、市の他の改修工事に関する補助金を受けていないものとします。

③　補助金の交付決定以降（６月上旬以降）に着手し、翌年の２月末日までに完了するものとします。

なお、申請日から起算して概ね３か月以内に工事を着手するものとします。

**【対象者】**

**【申請方法】**

市役所庁舎２階　商工観光課窓口で書類受付（郵送・ＦＡＸ不可）。

**【第１次受付】**

第１次受付期間は５月１日（水）から３１日（金）までとし、補助金申請の総額が予算額を超えた場合は**抽選**とします。抽選結果は６月上旬に文書でお知らせします。当選された方には、６月上旬に交付決定通知書を送付します。

**【第２次受付】（第１次受付で予算額を超えなかった場合に受付を行います。）**

第２次受付期間は６月３日（月）から予算額に達するまでとし、**先着順**となります。書類の審査から補助金の交付が決定するまで１週間ほどかかります。

**申請時に提出する書類　①～⑦**

交付決定前に工事を着手した場合は補助の対象となりませんので、余裕をもって申請してください。

**①　白岡市住宅リフォーム事業補助金交付申請書（様式第１号（第７条関係））**

**②　申請者の住民票**

※外国人登録法の廃止に伴い、外国人のかたにも日本人と同様に住民票が交付されますので、

外国人のかたも住民票の提出をお願いします。

**③　所有者の確認ができる書類（以下のいずれかひとつを提出）**

・家屋所在証明書（税務課で発行【交付手数料　１通　２００円】）

・建物登記事項証明書（法務局で有料発行）※概ね３か月以内のもの。

**④　見積書の写し**

・施工業者の名称・所在地・連絡先・工事内訳が記載されているもの。

・見積書には、補助対象となる改修工事経費が確認できるものとします。

**※施工業者は市内の業者に限ります。**

【ただし、事業所に営業社員だけで、工事は別の業者に施工させる場合は対象外】

**⑤　改修工事部分の図面（塗装工事も含め、すべての工事について提出してください。）**

**⑥　借家（賃貸住宅）の場合は、所有者の改修工事の承諾書**

**※承諾書には、次の項目が記載されているものとします。**

・　所有者情報

　　 住所・氏名・電話番号

・　改修工事する住宅情報

住所（集合建築物の場合は建物名・部屋番号まで）

・　賃借者情報

住所（集合建築物の場合は建物名・部屋番号まで）・氏名

・　承諾したことが確認できる文書

**⑦　その他市長が必要と認める書類**

**実績報告時に提出する書類　①～⑤**

工事が完了した日から１か月以内または当該年度の３月１５日（休日の場合は、前営業日）のいずれか

早い日までに、次の書類を提出してください。

**①　白岡市住宅リフォーム事業補助金実績報告書（様式第８号（第１０条関係））**

**②　領収書の写し**

**③　契約書の写し**

　（例）工事請負契約書

**④　改修工事前後の現場写真**

　※改修工事前後の対比ができるように、同じ位置から撮影してください。

**⑤　その他市長が必要と認める書類**

**交付決定後に改修工事の変更・廃止をする場合の提出書類　①～③**

**【変更の場合】**

改修工事の内容を変更する場合は、次の書類を提出してください。

**①　白岡市住宅リフォーム事業補助金変更承認申請書（様式第４号（第９条関係））**

**②　変更前の工事請負契約書及び変更後の見積書の写し**

　※交付決定後に追加した申請書に記載のない改修工事については、補助の対象にはなりません。

　※補助対象経費に増額が生じた場合は、補助金の増額は行いません。

**③　変更にかかる図面**

**【廃止の場合】**

改修工事を中止する場合は、次の書類を提出してください。

1. **白岡市住宅リフォーム事業補助金廃止承認申請書（様式第５号（第９条関係））**

**交付請求時に提出する書類　①**

額の確定通知後、次の書類を提出してください。

1. **白岡市住宅リフォーム事業補助金交付請求書（様式第１０号（第１２条関係））**

**補助対象工事の例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **工事内容** | **補助** | **備考** |
| **クロス張替え** | **○** |  |
| **浴室（浴槽交換・ユニットバス）** | **○** | **浴室の壁面部のみの工事は対象外（改修で　なく補修のため）** |
| **システムキッチンの交換** | **○** | **クッキングヒーター・ガスコンロ・　　　　オーブン等の単体交換は対象外** |
| **玄関等の段差解消工事** | **○** |  |
| **廊下部分の全面敷き** | **○** |  |
| **屋根・雨どい・外壁塗装** | **○** | **サンルーフ・防犯設備は対象外** |
| **断熱工事** | **○** |  |
| **給湯器** | **△** | **浴室と一緒に工事する場合は対象** |
| **洗面所・トイレの交換** | **△** | **クロス張替などと一緒の場合は対象** |
| **畳交換・畳床修繕** | **△** | **和室の修繕と一緒の場合は対象** |
| **網戸・ふすま・障子・カーテンの交換** | **△** | **クロス張替などと一緒の場合は対象** |
| **照明器具の取付工事** | **△** | **天井のクロス張替などと一緒の場合は対象** |
| **家具・家電の購入** | **×** |  |
| **物置・敷石の設置** | **×** |  |
| **外構工事、樹木の剪定、造園工事** | **×** |  |
| **駐車場の整備** | **×** | **整地やコンクリート打ち** |
| **塀、フェンスの新設・門扉の塗装** | **×** | **土留工事も含む** |
| **公共下水道接続工事** | **×** |  |
| **農業集落排水接続工事** | **×** |  |
| **シロアリ防除工事** | **×** |  |

**補助金の申請から受け取りまでの流れ**

**業者の選定**

****

・第１次受付：５月１日～３１日

書類審査後、補助金申請の総額が予算額を超えた場合は抽選。

交付決定通知書又は落選通知は６月上旬に送付。

・第２次受付：６月３日～

予算額に達するまで先着順で受付。審査は１週間程度かかります。

※必ず交付決定通知書が送付された後に、工事を実施してください。

申請時の工事内容と同じかどうかを確認して、最終的な交付確定通知書を発行します。

**申請書（指定様式）の提出**

**交付決定通知書の受け取り**

**工事の実施**

**実績報告書（指定様式）の提出**

**交付確定通知書の受け取り**

**交付請求書（指定様式）の提出**

**補助金の受け取り**

※振込まで２～３週間ほどかかります

**白岡市**

**申込み・問合せ先　　商工観光課**

**電話　０４８０－３１－８５３５（直通）**